

予納制度を利用した納税のご案内

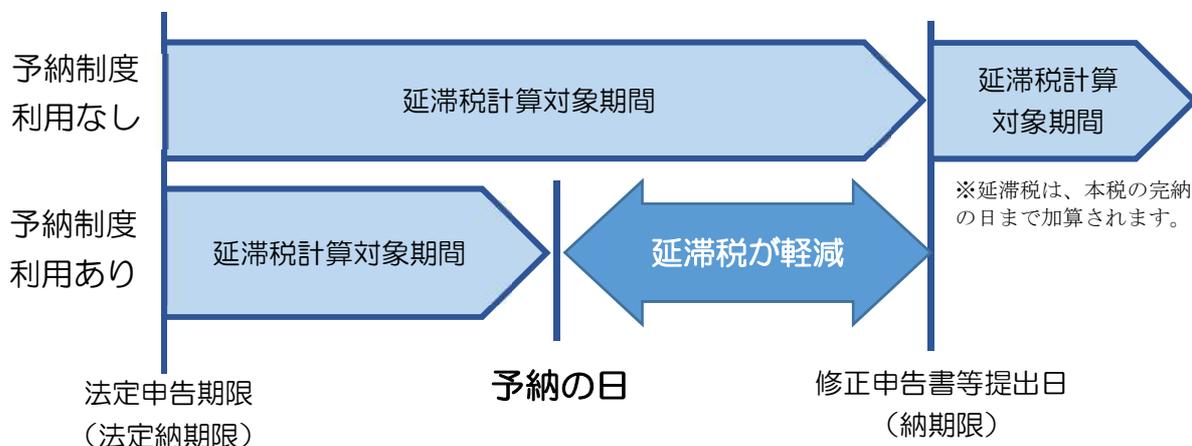
予納制度とは

予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。
（国税通則法第59条第1項第2号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

- （注）1 法定申告期限から1年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。
2 法定申告期限から1年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少なくなります。



予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。



国税の予納申出書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

電話番号

()

氏名又は法人名

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税				
税 目	年分 (事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 額	備 考
			円	
予納する理由	(令和 年 月 日申告書等提出予定)			

【予納に当たっての留意事項】

- 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前（納期限前）に、その還付を求めることはできません。
- 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます（充当した後の残額については還付されません。）。

《記載例》



国税の予納申出書

令和 年 月 日

所轄の税務署名を書いてください。

〇〇 税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

住所 (又は居所)、電話番号、
氏名 (又は法人名) を書いてください。

T市〇〇町〇—〇
電話番号
××× (△△△) 〇〇〇〇
氏名又は法人名
国税 太郎

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予納する国税				
税目	年分(事業年度分) 及び申告区分	納期限	税額	備考
消費税及び 地方消費税	令〇.〇.〇~ 令〇.〇.〇 修正申告	令〇.〇.〇	円 1,234,500	
予納する国税の税目、年分、申告区分、 納期限及び税額を書いてください。				
予納する理由	(令和 〇年 〇月 〇日申告書等提出予定)			
	(例) 修正申告をするまでに期間を要するため。 税務調査により発生する税額をすぐに納付したいため。			

予納する理由を書いてください。

【予納に当たっての留意事項】

- 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前(納期限前)に、その還付を求めることはできません。
- 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます(充当した後の残額については還付されません)。